

2.4 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま21推進事業（予算額 1,329千円）

健康ひろしま21（第2次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま21推進協議会を開催する。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和53年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第1表 市町健康づくり推進協議会（平成28年3月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西部部	2	1	東部部	3	0
西部（広島）	7	5	東部（福山）	2	0
西部（呉）	1	0	北部部	2	0
西部東	3	1	計	20	7

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

（参考 市町保健センターの設置状況（平成28年3月末現在））

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西部部	廿日市市	3	東部部	三原市	1
西部（広島）	海田町	1		尾道市	2
	坂町	1		世羅町	2
	安芸高田市	4	府中市	1	
	北広島町	1	神石高原町	1	
西部（呉）	江田島市	3	北部部	三次市	3
西部東	東広島市	4		庄原市	3
	竹原市	1		計	16市町
	大崎上島町	2			

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載
2 広島市、呉市、福山市を除く。

3 普及啓発

(1) 健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

全県的な健康づくり

「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

(2) 健康生活応援店制度の推進

望ましい生活習慣を広く県民に啓発するため、施設内禁煙や分煙の実施、栄養成分の表示、ヘルシーメニューの提供や運動等の実践支援により県民の健康づくりを支援する店舗を「健康生活応援店」として認証している。

平成 28 年 3 月末現在の認証店舗数は、重複を含んだ総数で 2,761 店舗となっている。(平成 14 年度創設) また、平成 27 年度から認証区分の追加変更を行っている。

第 2 表 健康生活応援店認証状況 (店舗数)

たばこ				栄養成分表示				ヘルシーメニュー			
禁煙	分煙	禁煙支援	小計	栄養成分表示	エネルギー表示	塩分表示	小計	野菜たっぷり	塩分控えめ	オーダーメニュー	小計
527	11	828	1,366	326	12	1	339	112	4	14	130
塩分控えめ 推進・応援	食事バランス			運動実践				その他	合 計 (H28.3.31 現在)		
	朝食摂取	食事バランスガイド	小計	正しい歩き方指導	ウォーキング 勸奨・応援	サークル 支援	小計	健康づくり 応援等			
0 (H27.12 新設)	4	28	32	20	108	7	135	759	2,761		

4 人材の育成・確保

運動普及推進員の育成

地域住民に対して、運動の効用を啓発し、日常生活の中に健康づくりのための運動の普及・定着化を目指した活動を展開する運動普及推進員の育成を促進する。(平成元年度創設)

第 3 表 運動普及推進員研修会実施状況

(単位 市町、回、人)

区 分	研 修 会			
	市町数	推進員数	回数	延人員
平成 27 年度	8	1,134	105	3,584
平成 26 年度	8	1,125	105	3,717
平成 25 年度	6	983	79	3,097

5 健康増進事業等（予算額 381,782 千円）

(1) 健康増進事業（予算額 38,742 千円）

昭和 57 年度から平成 19 年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④健康診査⑤機能訓練⑥訪問指導の 6 事業を実施してきた。

平成 20 年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成 25 年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。（広島市を除く。）（平成 20 年度創設）

〔負担割合 国 1/3, 県 1/3, 市町 1/3
肝炎ウイルス検診個別勧奨メニューの自己負担相当額分:国 10/10〕

事業名	内容
健康手帳の交付	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に交付する。
健康教育	(集団) 40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別) 40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 (重点相談、総合相談)
健康診査	(基本健康診査) 40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診) 40, 50, 60, 70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診) 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診) 40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 平成23年度～肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニュー（40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者を対象に個別勧奨を行い、対象者は自己負担を伴わない受検が可能）を追加 【負担割合：受診者負担相当額；国10/10、検診費及び個別勧奨経費；国1/3、県1/3、市町1/3】
機能訓練	40歳以上65歳未満を対象として、心身機能の維持回復に必要な機能訓練を実施する。
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(平成 28 年 3 月末現在)

事業名	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	
健康手帳の交付	9,031 人	10,383 人	5,806 人	
健康教育	集 団	19 市町 延 1,505 回	19 市町 延 2,020 回	19 市町 延 2,350 回
	個 別	1 町 延 9 回	2 市町 延 54 回	3 市町 延 34 回
健康相談	総 合	16 市町 延 856 回	16 市町 延 1,170 回	17 市町 延 1,408 回
	重 点	14 市町 延 703 回	16 市町 延 788 回	16 市町 延 1,060 回
健康診査	基本健康診査	222 人	135 人	201 人
機能訓練	2 市町 2 施設	2 市町 2 施設	3 市町 5 施設	
訪問指導	15 市町 2,597 人	14 市町 2,686 人	14 市町 2,704 人	

(注) 1 広島市を除く。

2 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の 4 事業については、65 歳以上は、平成 18 年度から地域支援事業（介護予防事業）に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進（予算額 274,900 千円）

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

市町国保が実施するメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）等の概念を導入した特定健康診査・特定保健指導に要する経費の一部を負担する。（平成 20 年度創設）

事業名	事業内容
特定健康診査	<p>○40 歳～74 歳の対象者に対し健康診査を実施する。</p> <p>【基本的な検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測（身長，体重，腹囲等） ・血圧・血液検査（血糖，脂質等） ・尿検査（糖，蛋白）・診察 <p>【詳細な検査：医師の判断で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眼底検査，貧血，心電図
特定保健指導	<p>○特定健康診査の受診者のうち，腹囲，血圧，血糖，血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。</p> <p>○「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機付け支援：原則 1 回の指導後 6 か月以上経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援：3 か月以上の継続した指導後 6 か月以上経過した後に評価

(3) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ，地域における専門的な支援体制を確保するとともに，市町の介護予防の取組を支援する。（平成 16 年度創設）

第 5 表 地域リハビリテーション広域支援センター等活動実績

区 分	(延件数)		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
従事者研修会開催回数	159	79	94
実地指導回数	759	445	327
相談回数	6,699	5,704	2,584
連絡協議会・運営回数	5	6	1

(4) 【新】疾病予防・重症化予防コラボヘルス事業（予算額 68,140 千円）

疾病予防・重症化予防を県全域で推進する仕組みを構築するため，関係団体等と連携し，健康リスク予防分析等の先進的手法を取り入れた事業を実施するとともに，健康づくりを促す環境を整備する。（平成 28 年度創設）

ア 一人ひとりの健康状態に応じた支援に重点を置いたヘルスケア事業の手法（モデル）の確立
疾病予防及び重症化予防モデル事業

医療保険者におけるレセプトや健診データ等を活用した「疾病予防」や「重症化予防」の取組を県全域に波及させるため，次の 3 つの先進的な手法を取り入れて実施し，モデルを確立する。

・健康リスク予測分析

レセプトや健診情報等から，将来の健康状態を示す「健康リスク予測分析」を実施し，危機意識の醸成や生活改善の効果を見える化

・ICT を活用した保健指導

スマートフォン等の ICT を活用し，血圧・体重などの数値に応じた保健指導の実施

・ヘルスケアチーム

多職種（医師，保健師，管理栄養士，健康運動指導士等）による効果的な保健指導の実施

イ 健康づくりに向けた環境の整備

(ア) 重症化予防人材養成事業

インターネットを活用した研修等を実施し、潜在的有資格者（保健師等）に対して重症化予防の指導スキルを認定

(イ) ヘルスケアポイント制度

健康診断受診や健康講座参加などを行った県民にポイントを付与し、健康づくりに係るサービスの利用に還元できる制度の創設

6 介護予防（予算額 890 千円）

(1) 広島県地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 685 千円）

高齢者を連携や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて住民が自ら運営する通いの場を立上げ、継続的に拡大していくような仕組みづくりを行うため、広域及び広島県密着アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。（平成 26 年度創設）

(2) 広島県リハビリテーション専門職等派遣支援事業（予算額 205 千円）

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が、市町介護予防事業・地域ケア会議や住民運営の通いの場における効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。（平成 27 年度創設）